

県内施設での「かごしま茶」体験・セールス活動等業務委託実施要領
(令和6年度「かごしま茶」魅力発信事業
(観光と連携した「かごしま茶」のファン獲得対策))

1 事業の目的

若年層や観光客に対し、県内施設で「かごしま茶」の新たな楽しみ方を提案することで、「かごしま茶」の認知度向上やファン獲得を図り、消費拡大へとつなげる。

2 委託業務の内容

別添「県内施設での「かごしま茶」体験・セールス活動等業務委託仕様書(令和6年度「かごしま茶」魅力発信事業(観光と連携した「かごしま茶」のファン獲得対策))」による。

3 応募に係る資格要件

- (1) 鹿児島県内に主たる事業所又は営業所等を有する法人であること。
- (2) 地方自治体又は公共団体等(観光協会等)から、同様の業務を受注した実績があること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成15年鹿児島県告示第416号)第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者
 - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人」に該当する者
 - エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと

4 企画提案の募集期間

令和6年6月24日(月)～令和6年7月10日(水)

5 企画提案の提出先等

- (1) 提出先
「15業務を担当する部局の名称及び問合せ先」のとおり
- (2) 提出方法
持参又は郵便により提出(郵便により提出する場合は、配達を証明することができる郵便とすること。)
- (3) 提出期限
令和6年7月10日(水)17時15分必着
- (4) 提出書類
 - ア 応募書(様式1)

- イ 企画提案書(任意様式)
- ウ 費用見積書
- エ 企画提案者の企業概要パンフレット及び過去の実績が分かる資料等
- オ 誓約書及び役員等名簿(様式2)

(5) 提出部数

(4)ア, オ 原本1部

(4)イ~エ 6部(うち原本1部)

(6) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

(7) 提出書類に用いる言語, 通貨及び単位は, 日本語, 日本円, 日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

6 企画提案書

- (1) 様式は自由とする
- (2) 企画提案書は1案に限る

7 委託業務の企画提案項目・内容

- (1) グランピング施設やサウナ施設での「かごしま茶」体験実施方法案
- (2) クルーズ船へのセールス活動等実施方法案
- (3) 屋台村と連携した「かごしま茶」フェア開催方法案
- (4) 業務実施体制案
- (5) スケジュール案 等

※ 今回示した業務委託の内容以外に, 予算額の範囲内で, 事業目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加提案すること。

8 費用見積書

- (1) 業務に要する経費の見積額を提示すること。
- (2) (1)の見積額(消費税及び地方消費税を含む。)は, 次に掲げる金額の範囲内であること。

金額 4,615千円

9 企画提案の審査方法

(1) 方法

別に定める審査委員により組織された企画審査委員会が, 8の(1)の見積額が(2)の金額以内の提案を審査する。

企画審査委員会は, 書類審査の結果, 最も内容が優れていると評価された企画提案書を提出した者を, 最優秀提案者とする。審査結果に異議申し立てはできない。なお, 必要に応じて書面等による質疑を行う。

最優秀提案者を推薦委員会に報告し, 契約者を特定する。

10 審査結果

企画審査委員会の審査結果は、各提案者に対し電子メール等により通知する。

11 質問書

本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書(様式3)を提出し、回答を受けることができる。なお、電話、来訪等による質問は受け付けない。

(1) 提出先

「15 業務を担当する部局の名称及び問合せ先」のとおり

(2) 提出方法

電子メール(添付ファイルは5MB以内とする。)、ファックス(送信後、着信確認の電話をすること。)、郵送又は持参により提出

(3) 提出期限

令和6年7月8日(月)17時15分必着

(4) 回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公開することとし、その回答は、本実施要領又は企画提案仕様書の追加又は修正とみなす。

12 スケジュール

企画提案募集開始	令和6年6月24日(月)
質問書の提出期限	令和6年7月8日(月)※17時15分必着
企画提案書等の提出期限	令和6年7月10日(水)※17時15分必着
最優秀提案者決定(予定)	令和6年7月18日(木)

13 提案の無効

- (1) 応募資格のない者がした提案は、無効とする。
- (2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。
- (3) 提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。
 - ア 提出場所、提出方法及び提出期限に適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの

14 その他

(1) 契約

推薦委員会において選定した提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて提案者と県との協議

により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案競技に応募した者が3(3)各号のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

(2) その他

ア 提案書類の作成、提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。

イ 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 業務を統括する責任者を定め、企画提案書に記載するものとし、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。

15 業務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県 農政部 農産園芸課 茶業係

郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電話番号 099-286-3200

F A X 番号 099-286-5595

電子メールアドレス cha@pref.kagoshima.lg.jp

県内施設での「かごしま茶」体験・セールス活動等業務委託仕様書
(令和6年度「かごしま茶」魅力発信事業
(観光と連携した「かごしま茶」のファン獲得対策))

1 委託業務の名称

県内施設での「かごしま茶」体験・セールス活動等業務委託(令和6年度「かごしま茶」魅力発信事業(観光と連携した「かごしま茶」のファン獲得対策))

2 事業の目的

若年層や観光客に対し、県内施設で「かごしま茶」の新たな楽しみ方を提案することで、「かごしま茶」の認知度向上やファン獲得を図り、消費拡大へとつなげる。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

4 委託上限額

4,615千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 履行までに要するすべての経費を含む。

5 業務委託の内容

(1) グランピング施設やサウナ施設での「かごしま茶」体験実施

本県のサウナ施設保有率は全国でもトップクラスであり、利用者は、20代、30代の若年層が多い。グランピング・サウナ施設を利用する若年層や観光客等に対し、「かごしま茶」の新たな楽しみ方を提案。

ア 「かごしま茶」を使用したロウリュ体験の実施

イ 各施設での「かごしま茶」メニューの提供

ウ サウナグッズの作成

エ ポスター・チラシ等広告資材の作成

オ その他委託料の範囲内で本事業の目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加

(2) クルーズ船へのセールス活動等

コロナ禍が明けたことによるクルーズ船の入港再開により、本県を訪れる多くの観光客へ「かごしま茶」のセールス活動等を実施する。

ア マリンポートかごしまクルーズ船ターミナルでの「かごしま茶」PR

イ ポスター・チラシ等広告資材の作成

ウ その他委託料の範囲内で本事業の目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加

(3) 屋台村と連携した「かごしま茶」フェア開催

11月に鹿児島中央駅 AMU 広場で行われる「かごしま」茶のイベントに合わせて、

鹿児島中央駅に直結している屋台村において「かごしま茶」を味わえる体験を実施する。

ア 屋台村各エリア毎に産地の茶葉を用いた商品の開発

イ 「かごしま茶」スタンプラリーの実施

ウ ポスター・チラシ等広告資材の作成

エ その他委託料の範囲内で本事業の目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加

(4) 留意点

各施設の担当者へ実施時期について必ず確認すること。

(5) 業務委託に係る経費について

ア グランピング施設やサウナ施設での「かごしま茶」体験実施に係る費用

イ クルーズ船へのセールス活動等実施にかかる費用

ウ 屋台村と連携した「かごしま茶」フェア開催にかかる費用

6 実績報告書の作成・提出

委託業務の終了後、実施した業務の内容を記載した実績報告書(任意様式)を提出すること。

7 その他

(1) 業務の実施に当たっては、県と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。

(2) 本件に関し、契約書及び仕様書に記載のない事項については、県と協議すること。

(3) 成果品の著作権は、県に属するものとし、また、本業務の成果品を県が自ら媒体間の連携や関係機関へ提供することなど、二次的な利用も可能なように対応すること。

(4) 受託者は、成果品に係る著作権人格権を有する場合においても、県に対して、これを行使できない。

(5) 託業務に必要な資機材等は、受託事業者が用意すること。また、取材や撮影に当たり必要な法令等の許可申請や届出は、受託事業者が行うこと。

(6) 取材に係る交通費や宿泊費等に要する経費は、委託料に含めるものとする。